

養護老人ホーム(清和園・さくら苑)の入所をお考えの方へ

1 条件（全て満たすこと）

- ①大洲市に住民票があり、かつ居住の実態がある65歳以上である。
- ②施設を見学して内容を理解した上で、入所する意思がある。
- ③介護や医療行為を必要としないお体である。
 ※介護認定区分が非該当～要支援2の方が目安で、食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなどの日常生活動作が、基本的に自立していることを指す。
 ※自力の移動が困難な方は入所できません。（移動の際に息切れが多い、車イス等）
 ※医療行為が必要な方は入所できません。（入院中、インスリン注射を自分で打てない、在宅酸素が必要、その他医師・看護師が行わないといけない治療等）
- ④家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では、在宅において生活することが困難であると認められる状態である。
- ⑤本人の属する世帯が生活保護を受給、或いは市民税の所得割を課税されてない。
 ※合わせて預貯金等の資力を確認し、経済的な困窮状態か確認。
- ⑥身元引受人がいる。（親族に限る。）

- ・食事やトイレ等、生活において職員が介護行為をする介護施設ではありません。
- ・食事の配膳や、洗濯、掃除、入浴などを入所者の皆さままで行っていただきます。
- ※介護施設や病院等で想像される見守りは行いません。

2 入所までの手続き ※申請から入所まで、約2～3か月間。

内容	詳細
(1)申請書類の提出	一覧表の書類を準備し、大洲市役所高齢福祉課へ提出します。 ただし、面接等で入所可能かを確認するため、申請したからといって、必ず入所できるわけではありません。
(2)書類審査	書類の準備・提出は、ご家族等が準備されることもありますが、 本人の入所希望と身元引受人の確保は絶対条件 です。面接の際にも伺いますが、ご本人に入所の意思がない場合は、入所できません。
(3)第1次面接	高齢福祉課が、入所希望をされている高齢者本人及び身元引受人に面接を行います。面接は、生活状況を知るためにご自宅で行います。 面接内容は、日ごろの生活状況や扶養関係など、一般的な面接です。身元引受人やご家族、ケアマネージャーさん等も、可能な限り同席してください。要介護1・2の方には、養護老人ホーム施設職員も面接に同行します。
(4)入所判定委員会	面接結果を基に、各分野の専門家の方が、審査されます。

(5)最終面接	施設の職員(施設長、相談員、看護師、支援員)が、面接に伺います。この時は、細かなこともお聞きします。 例…いつも飲んでいるお薬、過去のケガや病気、アレルギーなど。歩行状態や面接内容等を基にして総合的に入所の可否を判断されます。
(6)入所の準備	(5)の面接結果、入所可能となれば高齢福祉課に報告があり、入所日時が調整され入所となります。

3 利用者の負担

入所にあつての費用負担は、2つあります。

(1) 入所者本人

収入申告書を参考に、前年中の年金収入と支出等によって決まります。これには、部屋代・食事代・光熱水費等が含まれています。

(2) 扶養義務者

民法規定される扶養義務者(配偶者、子、兄弟姉妹等)や、対象者を税法や健康保険の被扶養者としている場合、前年の所得税等により負担が発生します。

(3) 負担額は、収入の範囲内で定められた額が設定され、毎年見直されます。



4 施設入所前の見学について (必須)

施設の雰囲気やルールを知っていただくため、申請を考えている方は、必ず施設の見学を行ってください。施設の事前準備もありますので、**施設に直接、事前に電話等により予約**をお願いします。(見学代は無料)

5 入所後の状況変更による措置 (措置廃止)

外出やデイサービスの利用なども可能ですが、毎日の決まった生活ルールがあります。**何か問題行動を起こすと退所**となります。

また、入所後の介護認定が**要介護3以上**になった場合、**認知症の進行状況**、ケガや病気により、**約3か月以上の長期入院**が見込まれる場合等は、退所となります。

(退所後の施設等が決定するまでは、継続して、同施設で待機していただくことが可能です。)

